

平成25年度第2回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成25年4月24日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟 4階	第3・第4委員会室

第2回定例会議事日程

- 1 日 時 平成25年4月24日（水）午前9時
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
第5号議案 八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則
設定について
 - 4 報告事項
 - ・八王子市立学校に設置する学校運営協議会の運営状況について（教育総務課）
 - ・学校給食における食物アレルギー対応の手順について（指導課）
 - ・暴力による体罰の実態把握の調査について（口頭）（指導課）
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1 番）	小田原 榮
委員	（2 番）	和田 孝
委員	（3 番）	川上 剋美
委員	（4 番）	金山 滋美
教育 長	（5 番）	坂倉 仁

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	坂倉 仁
学校 教育部 長	野村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相原 雄三
教育 総務 課 長	小林 順一
施設 整備 課 長	岡 功英
学 事 課 長	細井 東
学校 教育部 主幹 （保健給食担当）	森田 聖二
指 導 課 長	廣瀬 和宏
指導課統括指導主事	山下 久也
指導課統括指導主事	山本 武
学校 教育部 主幹 （支援教育担当）	穴井 由美子
指導課 前任指導主事	菅野 直博
生涯学習スポーツ部長	天野 克己
生涯学習スポーツ部国体推進室長	富貴澤 繁幸
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	豊田 学
生涯学習 総務 課 長 （企画調整担当主幹兼務）	宮木 高一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	立川 寛之
国体 推進 室 主 幹	高橋 利光
国体 推進 室 主 幹	岩田 充
学 習 支 援 課 長	新井 雅人

文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	中 村 照 雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	村 田 浩 三
生涯学習スポーツ部主幹 (図 書 館 担 当)	福 島 義 文
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	牛 山 清 志
教 育 総 務 課 主 査	堀 川 悟
学 事 課 主 査	高 橋 眞 樹
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	染 谷 勇

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	遠 藤 徹 也
教 育 総 務 課 主 任	川 村 直
教 育 総 務 課 主 任	星 香代子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

いつも申し上げておりますが、照明は一部消灯としておりますので、よろしく願いいたします。

これより、平成25年度第2回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名員は、4番、金山滋美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程につきましては、事情がございますので、議案を後回しにして報告事項から入りたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。



○小田原委員長 それでは、報告事項となります。

まず、教育総務課から御報告願います。

○小林教育総務課長 それでは、「八王子市立学校に設置する学校運営協議会の運営状況について」を御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当の堀川主査より御説明いたします。

○堀川教育総務課主査 本件は、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第13条3項の規定に基づき、各学校の学校運営協議会より報告がありました平成24年度の運営状況について、報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

学校運営協議会を設置した学校を、指定された年度ごとにお示しをしております。平成24年度に学校運営協議会を設置している学校ですが、合計31校指定しております。

活動内容ですが、定例会を年間に10回から12回、おおむね月1回程度開催しております。また6地域では、中学校区による合同協議会が開催され、多摩ニュータウン地区では、10校による多摩ニュータウン地域学校運営協議会が開催され、中学校を超えた連携も見られました。

続きまして効果ですが、地域、保護者、学習支援を含め、学校への協力が増えております。学校教職員については、学校運営協議会は校長とともに、学校を運営するもので

あるとの認識が浸透し、協働して学校改善に向けた取り組みを行っております。

子どもたちに対する成果は、学校ボランティアによる漢字検定、英語検定等の実施、放課後子ども教室などの支援により学習意欲の向上が図られております。

また、地域行事への参加や地域による学校支援を通して、子どもたちが地域の一員であることの意識の向上が図られ、地域が地域の子どもたちであることを認識するようになっております。

また、挨拶運動などの声かけを通じて、登下校時の安心安全にも寄与しております。課題になりますが、さらなる学校運営への参画や、人材の発掘や育成、事務局の強化などが挙げられます。各学校に共通して言えることでは、ボランティアなどの学校支援の人材が少なく、地域の知識ある人材を発掘することが課題です。

最後に今後の取り組みでございますが、中学校区の連携強化、地域人材の発掘及び活用が挙げられます。また、地域の各団体との連携強化、地域からの要望による防災訓練の実施や、地域防災体制の構築など、学校運営協議会が地域と共に取組むようになっております。こうしたことから、地域運営学校を始めた学校においては、地域とのつながりが強化され、地域人材の発掘や学校への支援増加にもつながっております。

以上で説明を終わります。

○小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本件につきまして、御質疑ございませんか。いかがですか。

○金山委員 学校数が増えてきましたので、全体を見るのは、なかなか大変な作業だと思いますが、八王子市は地域運営学校として「これをやってください。」ということをお話していないので、各校それぞれがどう行っているかを把握することが大事になると思うのです。ということは、皆さんのお手を煩わすということなのですが、全校を見渡して、例えば「この学校は年数は経っているけれど余りうまく回っていない」、「ここは学力が市の平均から比べて低いので、学力を目標に挙げてほしいのに挙がっていない」、「効果が出ていない」など、そういう形での把握はなさっているのでしょうか。

○堀川教育総務課主査 地域の自治会や町会も含めて、普段から学校に協力をいただいている地域もありますので、そういった地域と地域のコミュニティがない地域により、例えば同じ2年目、3年目であっても、進行具合が遅いところがあります。その中でも地域の団体が少ない地域につきましては、保護者の方が委員として入る割合が多くなってきますと、学業を目標として掲げるところがありますが、学業については大部分の学

校が、協議会の中で結果を報告していますので、必ずといっていいほど審議されていますし、その結果を踏まえて「学力の向上」を目標と掲げているところがほとんどであります。

○小田原委員長 金山委員が質問したのは、そういうことなのですか。

○坂倉教育長 いま一つ具体性がないので、例えばここで漢字検定と英語検定などについて、「学校運営協議会が中心になって行っています」「新任教職員が来ると町歩きを運営協議会で積極的に行っている」など学力ほどではないかもしれませんが、具体的に取組んでいることを話してください。今話したのは概念にすぎないです。一般論を聞いているわけではありません。

○小田原委員長 学業というのは「何か」ということ。言葉のずれがあるので、もう一回質問をしてください。

○金山委員 各学校で行っていらっしゃることに、すごく差があることがここでわかると思うのです。目標や効果に挙げられていることも、かなり違うと思うのです。

だけれども、子どもを地域で育てるところは最終的に皆一緒なので、私は多分それをわざわざ書かなくてもいいと思うのですが、その個々の学校が、学力調査で例えばとても低かったというところは、多分運営協議会の方も共通認識をされているでしょうから、そこは特にその部分に力を入れていただかなくてはいけないのですが、そうなっているかどうかを把握していらっしゃいますか。

○小林教育総務課長 各学校の学力の実態把握でございますが「詳細について実態を把握している」というところまで行っておりません。私がここで、学校運営協議会の教育総務課としての役割を、この4月から来て確認をした中では、各学校がどういう取組みをしてどういう成果を上げるかという部分も「もう少し深く教育委員会が入っていくべきではないか」というところを担当と話している状況でございます。例えば、委員がおっしゃったように、学力向上に向けて漢字検定や英語検定をやっている学校が、果たしてそれを行ったことにより、どれだけ学力向上に繋がったのか、漢字検定でどのくらいの級を取れたのかという把握も、実際行っていない状況ですので、そういう部分はこれから実態把握をして、よい取組みであれば、市内全校に広がるような広報をしていきたいと思っています。

○金山委員 生活指導が先になる学校もあると思いますし、各学校の状況に応じて支援や、「ここが足りないのではないか」「ここにこういうものがある」などということをして

いただく運営協議会同士の場所がないので、市に行っていたかかないといけないということと、例えば、指導課が訪問をしたときに、運営協議会の中の効果として「目標でそういうことが挙がっていて、効果が出ていますか」というのをチェックしないと、各学校の事情でいいのですが、効果を出すためのステップ、手段など停滞しているところには、全くお任せでなく、手を貸してあげないといけないのではないかという気がしていますので、細かい把握がこの段階ではそろそろ必要な気がしているのです。

○小林教育総務課長　教育委員会があまりにも学校運営協議会に関与してしまうと、その学校運営協議会の独立性が損なわれてしまう恐れもありますので、学校運営協議会に私たちが傍聴へ行くと、校長が頼ってすぐに教育委員会に話しを振ったり、保護者や委員も、こちらに聞いてくるなどの状況も私が4校行った中でありましたので、関与しすぎるのはよくないと思います。ただ教育委員会としてもこれをツールとして、例えば、学力向上がとても顕著に見えるような取り組みをしている学校や、地域の活性化につながっているような取り組みをしている学校については、把握をして、それを全体に広げていくのがよろしいかと思っておりますので、個々の学校の実態把握が必要だとは感じております。

○金山委員　そういう場として、発表会を行っておりますが、単に新しいところを発表するだけではなく、もっと総合的に何か話ができる場、情報交換の場になるような形を考えてもいいのではないかと、この間、聞きながら思いましたので、その点も何かアイデアがあればお願いしたいです。

○坂倉教育長　そういう意味では、去年あたりから事務局が結構参加するようにしているのですけれども、今、小林課長は極力、傍聴人の形だったのですが、新しいところだと殆どそのノウハウがわからないために、最初の苦労があると思うので、ぜひ自分たちが知っている先任校のいいところ、特に保護者の方々をどう引き込むかという中で、具体的な実践をしているところもありますから、そういうところは示唆してあげればいいと思いますので、私も行ったときにはぜひ皆さんなりに苦労することは大事だと思うけれども、「何かあったらぜひ聞いてください」という形を言っているので、「何をしたらいいか」というのはいけないと思うのだけれども、同じような苦労はないので、そこはぜひそうしたらいいかと思えます。あと、課題に関してここには個別のことが書いてあるのですが、一番回ってみて思うのは、学校運営協議会の方々は本当に熱心に学校、教員とも関係をつくっていますし、子どもたちのほうを向いているのですが、保護者全体を

どう引き込むのかが、PTAと同じでそこが一番の課題だと思うので、ここはなかなか解決策が難しいのですけれども、また一緒にぜひ考えていく必要があります。どこも工夫しているところは、保護者の窓口のようなものを作ったりするのですけれども、「保護者会は必ず学校開放の後に入れる形にしたいと思います」という校長の提案があったり、それから、「今年の運動会は親子で食事を食べたい」という話もしているのですが、それも地域運営協議会の応援がないと反対する方もいるという実態にかなり驚いたので、すけれども、そういう意味で、各々のところで、前のノウハウを伝えていく、その辺は事務局もしっかり行っているのではないかと思うので、小林課長が心配するのはわかりますが、どのようなことでも全てしていいわけではありませんが、「ここはこんなことをしています」ということは、ぜひしてあげてもいいと思いますし、発表会が年に一回だとすれば、それは必要かと思えます。

○小田原委員長　いかがですか。

○和田委員　今のことも関わっていますが、やはりいろいろと学校が取り組んでいることに対して、教育委員会の各課がどうかかわっているのかがこれからこの運営協議会を育てていく、内容を充実させるために非常に重要なことではないかと思うのです。

会議に出るとどうしても、その場でいろいろなことを聞きたくなるわけなのですけれども、こうやって課題を整理したりしているわけですから、例えば、会長や代表の方と今の状況について意見交換をすることや、情報が欲しいというのであれば提供をしていくことが必要になってくると思うのです。

今、教育長も言われましたように、発表会は発表会でいいのですけれども、このいろいろと取りまとめをしている人たちが、お互いの課題を共有するような時間を、どこかでとってあげていかないと、31校が取り組んでいる内容が共有をされないと思えますので、ぜひ会長たちが集まるような「会」を設定していただいたらいいのではないかと考えています。

それからもう一点気になっているのは、こうしていろいろと活動が出てきたときに、学校運営協議会の活動の評価をどのようにしているのかということなのです。ここで報告をしていただいて、私たちはいろいろな意見を言うわけですが、それぞれの学校の中で学校運営協議会が機能しているのかどうか、あるいはその協議会に何か要望があるのかなど、そういうことが学校の中できちんと、今は「保護者の方がなかなか取り組めない」という話もありますが、話しを聞く機会をつくっているのかと考えているのです。

陶鎔小学校のところに、第三者評価が出てきているのですが、いろいろな活動をしている以上は、協議会に対しても評価や要望やこれからの改善の視点を保護者から集めるような、そういう機会がこれから必要になってくるのではないかと思います。

「何をしたい」や「何をしてはいけない」ではないわけで、ここでいろいろな取り組みを効果として、こちらが評価をするわけなのですが、それぞれ学校ではいろいろな要望があるでしょうから、それを酌み取っていくシステムをぜひつくっていただきたいと思います。

そうすることによって、自分たちの意見が学校運営協議会にも反映されていくでしょうし、それにどう答えてくれるかで、保護者との関係、交流ができていくと考えています。

○小林教育総務課長　保護者の意見などについては、各学校アンケート等をとって「どうい
うものを今後、学校運営協議会にしてほしいか」といったアンケートをとっているところはございます。ただ、全校ではございません。

評価をしているところは、私は継続のところの4校しか行っておりませんが、「昨年度の評価」というところは、この4月に実施していた学校はございませんでした。

最初の2校を回ったときに、一年間を通して必ず報告を、こういう形で各学校運営協議会はしなければならない形になっておりますけれども、年度当初の目標、設定というのは、今まで行っておりませんでしたので、早急に各学校運営協議会に対して、まず年度の目標、活動を「どういうことを行って、どういうものを目指していくのか」という平成25年度の目標設定をさせましたので、それをもとに来年度については、また評価等をしていきたいと考えております。

○相原指導担当部長　地域運営学校は今年も何校か加わって37校が市内で出来て行くのですが、2月に学校で発表を見たときに、学校の「経営方針、経営計画」つまり、学校が「どういうところの方向に持っていこうとしているのか」というのがあり、それを地域の方や保護者の方を踏まえて、この学校運営協議会が「どのように参画していくのか」、そういうプロセスが余り見えなかったのです。発表の中では「農業体験で畑をつくって、こういうことが収穫できました」「被災地へ視察に行ってこういうことを見てきました」という活動の方向があって、その中に、一体この学校が、どういうところの子どもたちの育成、学力向上、生活指導、体力向上など「どんな子どもを育てるためにこの地域運営学校に成って行っているのか」そのために「どういう部分で地域の方に参画をし

てもらって、こういう活動があるのか」という「活動」「目標」といいますか「学校経営計画をもとにした地域運営学校づくり」というのが、余り色濃く見えなかったのです。

そういった意味で、今回、報告の中でも目標という中に、余り校長先生の学校経営方針や、学校経営計画、どういうところに行きたいのか「ビジョン」として出てきていないのではないかと思うのです。いわゆる、「活動ありき」のようになってしまっているのです。

先ほど和田委員もおっしゃいましたが、37校あったらその校長、運営協議会の会長方など、すなわち核になる人が「地域運営学校についての理解」と、本来「どういう手順でやっていかなければいけないのか」という部分が少し薄まってきているのは感じるので、そういう機会を設けていって、「あるべき学校の方針がないところに活動内容はない」ので、どうしても「活動優先的なもの」になっていっているという印象があるのです。そこはやはり改善をしていかないといけない課題ではないかと、去年一年間の発表を見ながら思ったところです。ぜひ、そんなところも、学校に指摘していきたいと思っています。

○野村学校教育部長 私が見た範囲では確かに、相原部長が御指摘される面もあるのですが、けれども、昨日伺った学校では、校長が学校の経営方針を出すのですが、それが地域の方々に「どこまで御理解をいただけたか」あの短い時間の中で御理解いただくのは、なかなか難しいと思います。

自分たちもやはり役に立ちたい思いがあるので、何か活動を通して、その校長が目指すところに一步でも近づきたいという思いが、前に出ているという気もするのです。

そこを校長先生が、例えば、学力を上げるためにはどんな取り組みをしていけばいいのか、学校が教員を中心にどのように活動をしていけばいいのか御意見をいただくわけですが、そこを十分に時間をかけて、議論をする時間をとったり、その結果このように子どもが変わったというところをお示しするなど、やはり議論をする時間をたくさんとって、それがその学校経営計画にどのように反映をしているかということ、校長先生が丁寧にお示しをしないと、やはり地域の方はわかりづらいのだろうという印象を持っています。

○坂倉教育長 年1回の発表はどうしてもあのような形になって、そこは相原部長からあったように少し考えてもよいと思うのですが、現実的に一回目は必ず学校経営計画の承認から始まっていますし、主幹がやるところもありますし、パワーポイントを使って積極

的にしているところもありますから、そこは良いと思いますが、彼らや、教員が一生懸命に行っても、なかなか全体の保護者に伝わらないことが一番のネックだと思うので、その助けになればとりあえずはいいのではないかと私は思うのです。

そういう意味では、ぜひ先ほども言ったように、事業を行う形で引っ張り込んでもいいし、そうでないやり方でもいいのですが、当面、校長先生と保護者の間で地域がうまく入ってくる形で十分ではないかと思っているので、そういう意味では、どこも苦労しながらうまくやっているのではないかという気がいたします。

ですから、彼らの経営方針を認めることによって、学校長の経営方針が一部の保護者の方たちに対して、これは地域からも認められたものなので、ぜひ協力をしてくださいという形になって来ていると思うので、私はそれでもいいのではと思いますし、また引っ張り出すためにはいわゆるイベント的なものもやっていかないことには、多くの親が現実として集まりませんので、それはそれで良いとも思っています。ただ、発表はそこばかりではなくて、もう少し今言ったような実質頑張っているところを出してもいいのですけれども、どちらかという教育委員会の特色として発表会はいつもあのような感じになっているのだらうと思います。

○和田委員 教育長にしても、各部長のお話にもあるのですけれども、校長先生は学校の実態をこの運営協議会の委員の方たちに説明をしています。例えば、いじめの問題、不登校の問題などの内情をきちんと話しているのかと。要するにここに書かれている目標や、活動内容が、正直言って大きな課題というよりもこれから行っていこうという方向性が出ているのだけれども、今、各学校がいろいろな問題を抱えている中で、例えば、いじめに関して学校運営協議会がどういう対応ができるのかや、保護者にどういうことを訴えていくのか、そういうことをきちんと校長先生が課題を素直に伝えていくような取り組みができているという印象ですか。

○坂倉教育長 私がいつも話しているのは、先ほど運営協議会の評価がありましたけれども、学校評価だけはぜひやってくださいと申し上げています。これは、一部の教員は人事評価のように見えて嫌がる場所があるかもしれませんが、そうではなくて、「その学校の強みと弱みが把握出来て、強みをより伸ばして、弱みを把持できるからです」と話しますと、わかりましたという形がありますので、いじめ問題のときに行っていると思うのですが、私が行っている限りでは率直な学校評価、事業評価、かなり細かく行って、それを授業改善なり、個別の教師の指導に生かしているケースを見ているので、そう

いう意味ではかなり正直に示しているし、学校運営協議会の委員の方々、御自身をある程度経営計画のサポートに使うという言い方ですと語弊がありますけれども、一緒に行っていくという姿勢はかなり見えています。少なくとも隠し事という感じではないので、それはすごく正直にしていると思います。

○野村学校教育部長　私が見てきた中では、例えば、学力であればその学校の学力を数値的なものとしてお示しする校長先生もいらっしゃいました。その数値的なものをお示しして、自然体との比較も全てお示しして、それを具体的にどのように上げていきたいという部分を、学校の取り組みを具体的に示して、そこでどんな御協力をいただけるかをお示された校長先生もいらっしゃいました。

それから、子どもの活動状況で言えば、一人ひとりの名前は挙げませんが、全ての子どもにこのような課題を持っているということを具体的にお示ししている校長先生もいらっしゃいました。

それぞれその学校で課題が違うと思いますので、お示しの仕方は違いませんけれども、そのように具体的に挙げる先生と、「うちの学校はこうです」と全体をお示しする先生と、2種類あるというところです。

○小田原委員長　「実態、運営状況についての報告」ということだったのですが、金山委員から冒頭に質問が出た流れで、実態がこのようであるということが深まったわけですが、その学校によってそれぞれ違う形になっているわけですが、それは現在のところ、こういう状況で仕方がないと言え、どういう言い方になるのかわかりませんが、これはこれで当然違いが出てきて、この程度であるということについては、一定の評価をしてよいと思うのです。

ただ、地域運営学校の「学校運営協議会」「地域運営学校」とは言っていますが、このタイトルは「八王子市立学校に設置する」となるわけですので、「矛盾」といいますか「齟齬」が生じているわけなのです。だから、地域運営学校と言っているけれども、「究極的なものは何か」というのは、不明確で「何を求めているのか」というときに、この運営協議会の目標は「どこに置いているか」ということ、これは非常に難しいところだと思います。

平成19年度から始まり、37校まで増えてきたわけですが、最初の金山委員が質問したことから考えていくと、教育委員会の事務局はどう関わっていくのか。当然、地域運営学校の学校運営協議会だから、それぞれの学校の活動に任せていくべきなのだけ

ども、それを「どうリードするのか」というと教育長の話とは違ってくるのですが、「どう支えていくのか」という、そのシステムを「教育総務課だけで行っているのか」ということが一つ。

それから、平成19年度と平成24年度とは差があって当然なので、それを一緒にすると、例年やっている発表会のような形になるので、それを例えば、学校に入学してきた生徒たちを「一期生」「二期生」といいますが、平成19年度指定校の集まり、平成24年度の指定校の集まりを、それぞれに作って行うといいますが、どこまで出来るかわかりません。協議会の連合会、あるいは連盟のようなものがあるのか、というのも問題があるけれども、これも出入り自由にした形で「それぞれの情報交換と、あるべき姿を求めていく集まりのようなもの」を考えて行うなどいかがでしょうか、ということで「深めていく方向性をそれぞれ求めていく」ということになるのかと思いますが、そんなことを提示しながら、あるべき姿に進めていってほしいと思うのです。

明治以降の学生が、百何年経って、さらに戦後の改革期があって、六十何年たって、この「地域運営学校」は50年後、100年後と、そういう長いスパンに「どうなっていくか」というところだろうと思っているのです。

だから、それに向けて「どうしていくか」という流れの道筋を示しながら「皆さんどうですか」と、投げかけていくことだと思っているのですが、いかがですか。

○野村学校教育部長 私も同意見で、地域と学校が「ウインウインの関係」を築くことが基本だと思っています。

学校に「地域はどういう子どもを育てたいのか」というところを求めていく。学校も地域の力を借りながら、地域で育つ子どもを育てていく。その「ウインウインの関係」が基本だと思っていますので、まずそこを確立していくということが、必要な一つかと思えます。

地域がそれぞれ違うわけですから、それをそこで共有するとなると、どういう人間関係づくりが大切なのかを共有することは必要だと思っています。

○小田原委員長 町内会、PTA、学校があって、それぞれが違うのを一つにしていこうという話だろうと思うのです。今、三つ挙げましたが、三つだけではなく、けれども町内会は町内会、PTAはPTAで動いているわけだから、それを一緒にすることはどういうことかと、教育委員会の現場の中では戸惑いがあると思いますが、そこを私たちがどう取り持っていくかが、その役割だろうと思うのです。

いかがでしょうか。

○川上委員 先ほどの説明の中にもありましたし、学力のときにも、お話がありました、委員長がおっしゃった「この教育総務課では」という仕事、「指導課では」というところ、そこは言うてはいけないことですし、あつてはいけないことだと思いました。要するに、目標がないと道筋をつけられないと思います。

それともう一つ、学校運営協議会に対する委員の皆様の御意見が聞こえてくるのが気になりました。

個人的な各委員の意見が、こちらに聞こえてきているのでしょうか。

○小田原委員長 そこは、各学校それぞれにあるわけだから、把握するのは難しいと思いますし、そういう調査もしていないでしょう。

○川上委員 ですから、わざわざ何もかもを調査して、それで「わかりました」だけではやっていけない感じがするのですけれども、ただ、委員同士で先ほどおっしゃった「連合会や、情報共有の場や、方法論の確認」があつてもいいのかもしれないと思っています。

○小田原委員長 ただ、37校一緒にしたら、毎年している同じような形しかとれないから、そうではない形をお願いします。

○川上委員 委員同士のですか。

○小林教育総務課長 確かに横のつながりを設けるのは、非常に大事だと考えておりますので、地域性もありまして、同じ年数が経過した地域運営学校でも地域によって非常に保護者主導の地域運営学校と、地域が主導、地域が活性化または地域が自分たちの子どもたちを育てていくという思いが強い学校とございまして、「年数だけ」というのもどうかと思いますので、そこはこちらでどういうものかいいのかは、また検討させていただき、御報告させていただければと思っております。

○小田原委員長 同じ人間、同じような人たちが集まればやりやすいということは言えるのですが、私たちみんな生まれも育ちも年齢も性も、皆それぞれ違うわけですから。そういう違う人たちがこのことについて取り組んでいるのだけれども、「どうだろうか」とそれぞれの課題や目標、やっている事柄を交換することによって、古い言葉で言えば「アフヘーベン」していくわけだろうと思うのです。

「地域が違う」それは当たり前の話であり、取り組んでいくことも違うわけですし、みんな違ってよいのですが「何で悩んでいるが、こうしているけれども、うまくいかないが、うまくいったところはないですか」という話の中で、自分たちが抱えている事柄

の解決の道筋が見えてくると思うのです。それをこれだけたくさんの人たちが一斉にああだ、こうだと言ったってまとまらないから「何かのまとめり」でしかないでしょう。同じ人間であって、一緒にできたところの差を、ただ考えていけばいいのではないかと思うので工夫していただきたいと思います。

○金山委員 情報交換という点でいうと、立ち上げ年度も大事だと思いますが、例えば、多摩ニュータウンで集まっていますけれども、各々課題も違うし、やり方も違うということも認識した上で、多摩地域、ニュータウン地域それぞれ「共通で話し合えることがあ」という形で集まっているのです。

「地域で集まることを考えてほしい」というのは私の希望ですが、例えば、中学校ではしているけれども、小学校では運営学校がないところがあります。これは、流れとしておかしいと思うので、そこを推し進めるためにも、地域で集まってこういうことが「できる」「あります」ということを発信していただいたり、例えば「うちの小学校を、お誘いするならば、そこに来ていただいてお話しをしていただく」ということも可能かと思うので「まず最初は地域から」という気がすごくしています。

○小田原委員長 もう既にそういう動きがあれば、そこを元にして進めていくということがあります。

○野村学校教育部長 ある小学校の地域運営学校では「中学校の先生を入れて、中学校の動きを促進させよう」というところもありましたし、あるところでは、私は「小学校に訪問した」と話しているので「どういう働きかけをしたのですか、反応はどうですか」と聞くと、「痛いところをつかれました」という言い回しをするところもあるし、学校自体はどうしても小中学校の連携を考えておられるようで、そこをいろいろな形で切り込みをされています。

○小田原委員長 小中一貫校の館小中学校、加住小中学校はそのままでよいですね。その一方で、南大沢小中学校、柏木小学校があるわけです。どこかに小中学校合同の学校運営協議会の実施などができているのですか。

○野村学校教育部長 そこを一生懸命行っています。

○小田原委員長 ところがそうでないところがたくさんあるということです。

○野村学校教育部長 それぞれ切り込みはしています。

○小田原委員長 これはこれからの課題とか、取り組みとか方向性ということだろうと思うのですけれども、何をやるかということについてもこの段階ではそれぞれ違っていい

と思いました。

ただ地域の防災訓練が、地域運営学校の目標というのではなく、それは一つのステップだと思います。

○和田委員 実はこちらはまだ、どんどん学校の運営協議会を増やしていかなければいけないと考えていますが、前段では「教師を育てる制度」と「教師を育てる道筋がある」という話をして、後半には「学校を育てる制度」と「学校を育てていく道筋がある」という話をしようとして、施策連絡会の話の途中で、貧血のため途中で中断してしまったのです。ここに書かれている学校運営協議会が行っていることは、この学校運営協議会の制度を使わなくてもできることがたくさんあるわけです。それをあえて「制度を取り入れていく良さ」が、この報告の中にあるかを見ていかなければいけないでしょう。

つまり、今までやっていることが当たり前で、例えば、小中学校の連携で行っていることはどこでもあります。

それから地域の人との交流を図ることについても、この制度がなくてもしているところがある。では、これを一步進めて「制度」にするには、「何がメリットか、今までどのようなことをしてきたか、それは、そのことの質を上げたり、学校全体を巻き込むような形になるのか」というところが、この中に見えてこない、今度、新しく学校運営協議会を立ち上げようというところが中々出てこないのではないかと考えているのです。

そうすると、人、もの、費用という話になってしまいますが、先ほど教育委員会の支援という話もありましたけれど、この制度を立ち上げると教育委員会がしていることを、いろんな角度から支援をしてくれるとか、あるいは地域の方や保護者の方の意識も、この制度が立ち上がったことで、まとまって行っていきましょうという形になるというところを見せていかなければいけないので、やはりここに出てきている効果などをもう少し何がよかったのかがわかる形で、こういうことを行いました、ああいうことを行いましたというだけではなくて、「この制度を取り入れたことがこの学校をどう変えていったのか」というところを「報告や効果の内容」として入れていただきたいと思っているのです。

そういう意味で、これからいろいろな紹介をしていく中で、この制度のよさをもう少し、先ほど相原部長からもお話がありましたが、始まった当初より、だんだん薄らえてきている部分があるので、この学校運営協議会の目的をもう一回再確認するような働きも合わせて行っていただきたいと思っています。

○坂倉教育長 導入校の校長先生や運営協議会の会長に、課題は出さないで「こういう点がよかった」というあたりを寄稿してもらって、それを出すのも一つの手かなと思いました。

学校だけではなく、地域にも必ずいいのだからと始めるのだけれども、そういう意味で言ったときに、確かにおっしゃるように、入れなくて迷っている、特に校長先生あたりを後ろから押していくためには、行っていることだけではなく、これだけを見るとやたら手間が増えるという捉え方もしてしまうと思うので、それは少し考えようと思います。

それは別として副校長連絡会のときに、私がいるうちにいわゆる自薦制、立候補制で108校全部をぜひ行っていきたいので、皆さんそのところはしっかり肝に銘じてほしいと話をしていますし、実際の効果がわかればもっといいと思います。

そこは、この紙を配布するだけではなく、その辺も工夫をしてもらえenと思います。

○小田原委員長 今の政権が続いて行くと学区制改革があり得る話になります。

公立学校とはどういう形があっていいのか、本気で考えないといけない話だと思いますし、一つの方向性は、そういうときに地域運営学校として示されているわけです。

学校が要るのか、要らないのかという話まで戻って考えてほしいと思います。歴史は繰り返さないけれど、八王子には学生が発布される前から学校がありました。これには大事な話があるわけで、そういうところがこの位置にあるのだらうと思うのです。

そんなところが目標というか、方向性があるのだらうと思います。そのように107校がその素地を作って向かっていけるかどうかは、地域に任されていく話だらうということなのです。

またこれは、発表会もあるし、常々検証していかなくてはならないことだらうと思いますし、話題にもなるだらうと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、報告を続けて、最後にまた議題に戻りたいと思いますので、続いて学事課からの御報告を願います。

○森田学校教育部主幹 それでは、私から「学校給食における食物アレルギー対応の手順について」を御報告いたします。

昨年末に調布市で起きました小学校における食物アレルギーによる事故以降、本市においては、平成17年度に作成しております「学校給食におけるアレルギー対応の手順」により進めております食物アレルギーへの対応を、さらなる詳細で適切な対応が必

要と考えまして、平成24年度内に成果物をつくることを目途に見直しを行いました。

第一義的には、この「ヒューマンエラー」をなくすという観点から再度見直しを図りました。先月末には学校に通知したところであり、詳細につきましては給食担当の高橋主査より御報告いたします。

○高橋学事課主査　それでは、見直しのポイントについて説明をさせていただきます。

大きく4点ございます。手順書の太字ゴシック体で表示しましたところが、今回の見直し点でございます。

1点目は、学校の全職員が食物アレルギーのある児童に対する取り組み内容について把握し、アレルギー対応を確実に実施するため、必要な書類を提示し、具体的に配慮・管理すべきことを明らかにしました。

食物アレルギー専用の診断書である「学校生活管理指導票」「学校給食食物除去指示書」をもとに、保護者を交えた面談等を実施する際に、これらの書類を使用し、対応方針を明確にし、保護者と学校の全職員で確認をしております。

2点目です。給食調理作業場の留意点について明記しました。

打ち合わせのポイント、材料の取り扱い方、調理作業行程上の留意点、使用器具類の取り扱いの仕方、除去食の確認の仕方等について明記するとともに、提供方法や対象児童への渡し方についても例示いたしました。

3点目です。除去対応児童のいる学級での注意点として、除去食の確認方法、おかわりの仕方について明記しました。

4点目です。誤飲食時の対応について明記いたしました。緊急時の対応については、普段からの備えが大切でありますので、全職員が対応できるよう緊急対応のフローチャートや個別取り組みプランを作成し、周知することとしました。

先ほど申し上げましたが、平成25年3月28日に、学校へは通知をし、職員ポータルサイトに「学校給食における食物アレルギー対応の手順」を公開いたしました。

関係職員へは、調理員、栄養士については3月に開催した研修会で、また今後の研修会でより詳しく内容の説明を行ってまいります。

また今後は、学事課保健担当・養護教諭・学校医も加えた食物アレルギー対応に関する体制整備等を早急に実施してまいります。

以上で報告を終わります。

○小田原委員長　学事課からの報告は終わりました。

本件について、御質疑、御意見ありましたらどうぞ。

○和田委員 この学校給食における食物アレルギーの対応について、新聞に東大和市の例が出ていましたけれども、この地区に限らない共通の対応方針や、八王子独自の対応方針があるのですか。

こういう対応は、どこも共通に実施されていて、同じようにそれを遵守する方向であればいいのではないかと私は思うのですが、八王子独自でこういうものをそれぞれに立ち上げていかないといけない背景というのは何ですか。

○高橋学事課主査 学校のアレルギー疾患に対する取り組みについては、ガイドラインが出されているのですが、なかなかそれが周知されていない状況があります。しっかりしたガイドラインができていますが、それを周知するために噛み砕いた形で、八王子に合ったアレルギー対応の手順を作成したところです。

○小田原委員長 そういうことを聞いているのではないのです。

○和田委員 それで「八王子に合った」対応というところの、「八王子の特殊性や、欠けている点、特に注意をしなければいけない点は何か」を聞きたいです。

それだけガイドラインがしっかりしていて、手順をこう行いましょうとなっているにもかかわらず、「それぞれの市がこのように立ち上げていく」という意味なのか「新聞では東大和市はこうなりました、八王子がこう出すと、こうです」と、そういう独自性というのは何ですか。

○野村学校教育部長 例えば、調理施設の問題だけでも違います。直営で学校に施設がある場合と、委託して外で作っている場合、共同調理施設で作っている場合でも違いますし、運搬の仕方も違います。

○小田原委員長 それはこれと直接関係しない話ではないですか。

○野村学校教育部長 関係すると思います。誰がどのように関わってくるか、例えば、除去食しかできない市もあるでしょうし、施設がしっかりしていれば、それぞれに応じた食事を作れる地域もあると思います。

○小田原委員長 そうするとそれは、八王子市独自で必要だという話とはまた違ってきます。各学校で、それぞれ必要だという話になってくるでしょう。そういうことを聞いているのではなくて、全国一律でガイドラインがあるならば、それで全国が行えば良いのに、なぜ八王子や調布、東大和が独自でやらないといけないのだということです。

この間の調布の話聞けば、八王子もきちんとした対応のシステムができていて、実

際行っているわけです。調布の話も少しの手違いで、これが悪かったわけではなくて、その対応が本人や、学校だとかのほんの少しのズレであのようになってしまいました。そうしたら、また調布で起こっているわけです。

だから、それは八王子できちんとしたものを作らなければ防げないのかといたら、そうではないのではないかというのが、質問の趣旨です。

それは何かと言ったら、様式1と2がありますが、なぜ、同じものが1、2で違わないといけないのかという話なのです。

「1でなぜいけない、2は要らないのではないですか」とすればいいのに、そうではない。そういうところに問題があるのではないですか。

ですので、全国一律、東京都一律にできない、各設置者で行ってくださいということしか、できないのです。

○高橋学事課主査 この様式については、ガイドラインに載っているものをこちらに載せてあります。

○小田原委員長 そういうことを聞いているわけではありません。

○高橋学事課主査 様式についても、統一されたものを使いやすくここに載せているのであります。

○小田原委員長 なぜ1種類にしないのかということですが。形が違うだけで、同じことが並べられているわけなのに、なぜ様式1と様式2を分けないといけないのか八王子、東大和、それぞれに行ってくださいという話と同じになるわけです。

○高橋学事課主査 様式1については、アレルギーの重症度によって使い分けがあります。1も2も専門的なアレルギーに関する診断書になっているのですが、今までいろいろな診断書が出てきて、取り扱いが学校でもしづらい、アレルギー専門の先生がつくったものを載せるべきではないかということで、これはガイドラインに載っているものであります。

そして2については、1は命にかかわる重症な児童・生徒について使用するもので、それ以外のアレルギー対応については2を使用することになっていて、それ以外のものが出てこないよう、こちらを載せています。

○川上委員 全国統一のガイドラインがあるということ、今、お聞きしました。それを結局このように重ねて八王子として、もっと親切に、わかりやすくが目的で作成したのは理解できますが、全国統一のガイドラインが浸透していないことを、どのようにお考え

になっていらっしゃるでしょうか。

これが全部に浸透していれば、こんなことにはならないわけで、逆に重ねてあること
によって、「こちらだけ」ということになれば、全国的なものを知らないでいたりとか、
そこもやはり現場にいる教員としては頼りないのではないかと思ったり、これは親切で
良いと思ったりもしました。

何か問題があって、これをしたほうが良いと思うときには、そう思う根拠や、なぜな
のかということ、もう少しお考えになったらよいと思います。

今、「浸透していない」と伺ったとき驚きました。ガイドラインは、浸透していなけ
ればいけないものです。

「浸透していない」と、おわかりになったとき「それを更に良いものをつくろう」と
いう考え方に行く前に「なぜ浸透していないのか」という部分に疑問をお持ちにならな
かったのですか。

○高橋学事課主査 これらの冊子は、いろいろなものがありますが、それを学校にただ配布
するだけでは、浸透させるのは難しいと思います。

それに対する研修等を積み重ねて、浸透させていかななくてはいけないものでありま
すが、今回の事故があって見直し、このガイドラインについてもまた改めて内容を確認す
るところがあるので浸透をさせるためにこれを作成しました。

○小田原委員長 議論をするつもりはないのですが、私は「浸透していなかった」とは思っ
ていないのです。

かなり浸透していたから、八王子市では事故が起こっていないのだと思います。

けれども「わかりにくい部分、あるいは曖昧な部分があるので、それを整備して改め
て周知をすることにより、注意を喚起することがその都度必要である」ということです。
「その機会が今回である」と私は思っています。

それを、もっとシンプルにできないか、あるいは、3, 200円支払うか否かで様式
が違うのではなく、これは軽くても重くても同じ様式で示し、アレルギーの重症度が高
い可能性の子どもには「要注意」という形を、学校が承知していれば良いのではないか
と思うのですが、なかなかそうはいかない事情があるようなので、これでとりあえず入
ってみてこれでいいのではないかという理解をしているところです。

○川上委員 これが悪いと私は申し上げたのではなくて、ここに書いてあることを読めばわ
かるでしょうということです。

私も経験上、アレルギーのお子さんを知っていますから、この前の調布の事故のときも御意見を申し上げこともあったと思いますが、全員教職員の認識のもとで、児童全員も、周りも全てがわかるようにすることは当然だと思います。

お互いに「共助、協働」という言葉は幾らでも使われているのですが、皆さん実際にはしていらっやしません。

この間の施策連絡会のときも、それをまざまざと感じましたし、そういうことをしていけるのが目標だということ、それから事故のない、当然そこが重要なのですがそのためには、「八王子はつくる必要がない程だ」という見栄が張ればよかったと思ったものですから、申し上げました。

○小田原委員長 「姿勢としては」という意味ですね、内容が分かりにくい部分があったかもしれませんが、例えばこんな話があります。

大学で学生たちに講義をしているときに学生が寝てしまうことに対して、教授自身が学生の席まで行き、起こすわけにいかないの、まわりの学生に「起こしなさい」と頼むのだけれど、頼まれた学生が、起こしていいのかわからないから、起こさないと言う話があります。

私が寝ていたら、川上委員は私を蹴飛ばすわけです。それが「共助の精神」、そういうのと同じように、例えの話は大分違ってしまいましたが、蕎麦を私が食べられないときに川上委員が「美味しいから食べろ」と言うわけです。それは「食べられないから、そんなことを言っはいけない」ことを承知していて、それを「みんなが配慮する」ということになっていけば、こういうのは要らないのではないかということなのです。

だけれども、そうはいかないものだから、みんなが、これに則って行いましょうというのが必要なのです。

○野村学校教育部長 もう一つ、この手順は平成17年度から給食室中心に使われていたものがあります。それから、文科省が出したのは、平成20年度のを平成21年に学校に配ったものです。これは、小中学校両方に合わせて、アレルギーについて出されたもので、給食自体を噛み砕いたものではなく、文科省の統一の様式はアレルギー全体に対してのものなのです。給食について噛み砕いたものが平成17年度からあるので、それを給食室から出して、先生も含めて使ってもらおうという意図で見直したものです。

○和田委員 学校によって、給食室の状況や、給食センターでつくっている状況もあり、そういうことに適応した形でつくり変えていく、あるいは、実態に合ったものにしていく

ということでしょうから、そういうところを細かく再度見直しをしていく。こういう事故があったにのぞなおさら、もう一回喚起をしていくことが大事だと思うのです。

それで、教育委員会がこういうものを出したときに、いつも思うのですけれども、例えば、参考様式5に「アナフィラキシー緊急対応（例）」と書いてありますが、これは学校が、自分の学校用に作成していますか。つまり、この参考様式を自分の学校できちんと作り変えているかです。

先ほどのように、実態にあった状況にしようとしているわけだから、職員室の位置も違うし、誰がどの対応をするかということも違ってくるでしょうから、大体、これが配布されると、ただコピーして先生方に配って終わりなのです。チェックポイントは何かと言うと、これが「職員室に張ってあるか」ということです。つまり、緊急対応のときに、職員室に学校独自の対応例として拡大されて貼っていて、そこを見たときに、すぐ動けるような形になっているかを、ぜひチェックしていただきたいと思います。

不審者の侵入については、各学校の職員室に、どういう対応をするかの手順がフローチャートになって出ている状況が進んでいるのです。

例えば、細かい話で恐縮なのですが、この緊急対応の中で「大声で応援を呼ぶ」とあります。大声で何を呼ぶのですか、応援を呼ぶとはどういうことなのか。つまり「不審者が来ました」と言うのか、あるいは「アレルギーのこういう情報が出ました」という情報を流すのか、もっと学校に落ちついたような緊急対応として、外には聞こえないが校内できちんとした放送を流すなど、きちんとこの手順の中に、各々学校用になっているかをチェックしたほうがいいと思っています。配布して終わりだと、結局「誰が何をするか」わからないままなのです。

例えば、職員室の職員のABCとなっています。では、これは具体的に誰なのかという話になる。誰かがやればよいという話になってきたら、それは結局これをこのまま配布しておしまい、誰が何をやるか決定していない状態のまま「わかりました」という言い方をしているから、実際に事故が発生したときの対応ができないのです。なので、これを学校用に作成すること、具体的に「何主幹がこれを対応します、こういう順番にやります」ということをきちんと提示をしないと、緊急対応の図でも非常にわかりにくいのです。これは、フローチャートではなくて、あちこちに矢印が出ています。そうすると、学校全体での対応が、必ずしも順番通りにできるものなのか見えてこないところがあるのです。1カ所のところから、何本も矢印が出ているではないですか。こうい

う図は、わかっているようでわからない、実際に何をしたらいいかわからない状態になっているので、やはりこういうのを学校版にそれぞれ作りなさいと明確に伝えていかないと、これはこれで終わってしまい、同じような事故に繋がってしまうので、ぜひいい機会ですから、チェックをしていただきたいと思います。

ほかの事故もみんな同じなのですが、プール事故の緊急対応についても、プールサイドに緊急対応用の大きなパネルが張ってある学校と、張っていない学校があります。

先ほどの不審者対応用のマニュアルも、きちんと大きなパネルにして対応をしているものがあります。ただ、このアレルギーの緊急対応の場合は、子どものプライバシーもあるので、大きくこれを教室に張るわけにもいかないところがありますが、少なくとも職員室、給食室にはこの対応の大きな図表があって、もう少しわかり易いものを作成していくほうが、実効性のあるものになるのではないかと思います。

○森田学校教育部主幹 委員がおっしゃったように、これを飾りにしないためには、改めて各学校に実践的になるような形で作り直す、各学校用を作成していただく形で活用して、改めて対応をお願いしたいと思っております。

○小田原委員長 こういう話があります。ある学校に対する苦情が、教育委員会の事務局に寄せられ、事務局では校長に対して「こういう手紙が来ました」と、そこに届いた経緯などを書いたメモを、そのまま校長に渡しました。そうしたら、校長は「そのメモそのまま」を、教員にコピーして配布したという話があるのです。

学校というのは、そういう対応をしてしまうわけです。「そうではない形を、きちんと行うようにしてください」というのが、今の和田委員の話なのです。

今の話は「そのようにします」と言ったけれども、108校を「どう点検していくか」は「やります」と言っても現実的に非常に難しいです。そこをどうするか考えていただきたいです。

ということで、よろしゅうございますか。

○和田委員 該当者のいる学校は一度、予行練習と言いますか、ぜひ実行したほうがいいと思います。この教室で何かがあったときに、このマニュアルならマニュアルに沿ってどう動くのか、一度練習しておく必要があると思うのです。それは実際に発生したときに、本当に違います。「一度練習しているかどうか」で緊急対応時の迅速さが違ってきますので、ぜひ付け加えていただきたいと思います。

○小田原委員長 このフローチャートもいいかげんなのです。それを見て、そのまま学校が

大きくして張っても、これは使い物にならないということです。

○金山委員 先ほどの様式1、様式2の話と、今、和田委員がおっしゃった該当者のいる学校数で、それぞれ把握はできていらっしゃるのか教えていただけますか。「様式1に該当の児童が何名、様式2に該当する児童が何名」ということはおわかりでいらっしゃるわけですか。

○高橋学事課主査 国の実態調査で、毎年、人数については把握しております。

○金山委員 調布の事故の後、再度、調布で続きました。なぜ事故が起こってしまったのかずっと不思議に思っていたのですが、ガイドラインがあった上にそういうことが起こったのは、おっしゃっていた「ヒューマンエラー」だと思うのです。「ヒューマンエラー」を無くすことは一番大変だと思いますので、頑張ってくださいということと、和田委員と同じことを私も考えていまして、避難訓練のように一度練習してみるのが良いのではと思っていましたので、少なくともエピペンを使う症状が出現するお子さんがいる学校は、それがいつもどこに置いてあるのかを把握しておくのが一番大事ですし、シミュレーションを御指導していただくことも必要だと思いますので、一番肝心の安全にかかわる部分ですのでよろしくお願いいたします。

○高橋学事課主査 エピペンの訓練については、各校で実習をしております。事故後は、保健担当がエピペンの練習用のキットを持っているのですが、その貸出等もしております。かなり訓練が行われております。

○森田学校教育部主幹 今年度に入って4月1日頃に、各学校でDVDも含めて貸出をして、研修するのを積み重ねてきているので、そういう校数を増やすのと、実際どのように動いていくのか、シミュレーションをきちんとし、調布の例のように、同じことを繰り返さないよう、やり切ることを教育委員会としても行っていかないと落とし込めないと思いますので、ぜひそういう機会をきちんとしていかないといけないと思っています。

○小田原委員長 ということでございます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、学事課の報告は以上ということで、お疲れさまでした。

続いて、指導課からお願いいたします。

○山下指導課統括指導主事 それでは「暴力による体罰の実態把握の調査について」を御説明いたします。

東京都教育委員会が実施したものですけれども、都内の全公立学校を対象とした体罰

の実態把握についての調査について、今月 11 日に都の教育委員会定例会で第一次報告がなされまして、内容が新聞報道等で取り上げられました。

本件について、現在の状況を口頭で御説明をいたします。

今回の体罰の実態把握の調査につきましては、東京都教育委員会からの依頼を受けまして、本市でも本年 1 月末から 2 月にかけて、全ての小中学校において、校長による全教員からの聞き取り調査及び児童・生徒対象の質問紙調査を実施いたしまして、その結果を 3 月に当教育委員会に報告をしたところでございます。

報告した件数についてですが、体罰の疑いがあるものとして、小学校としてはゼロ件、中学校は 32 件の案件を当教育委員会に報告をいたしました。

今回、報道等で発表されました都の第一次報告では、全都で体罰と考えられるものが 155 人、不適切あるいは行き過ぎた指導の疑いがあるものが 666 人となっておりますが、この体罰と考えられる 155 人には本市の案件は含まれていないとの連絡がございました。なお、この調査は教員や生徒からの申告に基づいておりますので、現時点では不適切な指導の疑いがあるとされている 666 人には、通常の指導の範疇と考えられる行為が相当数含まれているということでございます。そのため、第一次報告後に当教育委員会から精査の基準が示されて、それによって通常の指導の範疇であると考えられるかどうかを再確認するように依頼がございました。この依頼を受けて、本市では現在、各案件の精査を行っているところでございます。

東京都教育委員会では、今回の再確認の結果を踏まえて、5 月下旬に最終報告を行う予定でございます。本市教育委員会におきましては、今回の結果を再精査する中で、今後も教職員に対して、体罰は学校教育法で明確に禁止されていること、そして絶対に行ってはいけないこと、常に人権感覚を高め、児童・生徒の心情を把握し、信頼関係に基づいた指導を行っていくことについて、体罰防止研修会の実施等を通じて、指導の徹底を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。

本件について、御質問、御意見ございませんか。

○金山委員 体罰はしてはいけないけれども、懲戒はしてもいいということはありません。今、おっしゃった都の言う「通常の指導の範疇か否かのライン」は、どこにあるのか教えていただけますか。

○山下指導課統括指導主事　これにつきましては、文部科学省からも一部示されたものがございますけれども、今回の精査においては、それに重ねて都から出ております。

例えば、指導の範疇、あるいは適切な指導ということで、行為としては肩をつかむ、腕をつかむ、頭を押さえる、例えば、懲戒の目的を持って説諭や叱責に伴って、今言ったような肩をつかんだり、腕をつかんだり、頭を押さえる行為は指導の範疇に当たる。注意喚起や指導を浸透させるために、やむを得ず行う肉体的苦痛のない社会通念上妥当な有形力の行使は指導の範疇に当たるという形になっております。

このあたりについてはそれ以上の状況についても、先ほどの肉体的苦痛などを判断して変わるところなので、実際にそれを仕分けるのはなかなか難しい部分もあろうかと思えます。

○金山委員　場合によっては、判断の難しいところだと思うのですが、肉体的というお話が出ましたけれども、例えば、暴言というのは体罰ではないと考えてよろしいのですか。

○山下指導課統括指導主事　実は今回の調査自体の出発点は「暴力による体罰」という形だったのです。第一次報告のときは「暴力」という言葉は消えています。この中では、一応都の示した中では、体罰という例の中には「暴言」が入っていません。その下の「不適切な指導」という中に「暴言、威圧的な言葉」や、あるいは「不適切な単語等」となっています。

このあたりは例として単純に示されているだけなので、これをもって厳密に分類するかはわからないのですが、そういった形で暴言は不適切な指導の中に分類をされています。

○小田原委員長　暴言は、不適切な指導の中に入るということですか。

○山下指導課統括指導主事　はい。

○小田原委員長　例えば「このやろう」は許されて、「死ね」という言葉は不適切で、「暴力」にはならないのですか。

○山下指導課統括指導主事　試合に勝てなくて「おまえなんかなくなったほうがいい」、「死んだほうがいい」などは不適切にあたります。

○小田原委員長　体罰ではないということですか。そうすると、柔道は許されるという話になりませんか。柔道では言うてはいけないということですが難しいです。これは、セクハラ、パワハラと同じで、グレーゾーンがあって、言われた相手がどう感じるかです。

ただこれが自己申告から出ているものであって、校長や私たちが、これはこうですと報告したものと違うということです。

今回、もう一回再調査が来るとしても、同じことが起こり得ると思うので、私たちとしては「私たちの基準はこうです、こう判断しました」という考えを持っていたほうがいいかもしれないです。

そのほかいかがですか。

○金山委員 そのうちの32件の中で、これからもう一度精査をなさるとのことなのですが、これは明らかに行き過ぎた指導であろうというものは含まれていましたでしょうか。

○山下指導課統括指導主事 この32件の中には「軽くたたく、げんこつでゴンとやる」ということは入っているのですが、「明らかに暴行、思い切りたたく、蹴る」という形のものには含まれておりませんが、今回、疑いがあるとして報告をしていく中で、軽微であっても手を出しているというものについては挙げているという状況です。

○小田原委員長 手を挙げていても体罰とは、認定しなかったということですか。

○山下指導課統括指導主事 まだはっきりした形、確定版ではないのですけれども、こちらで申告等、あるいは生徒の聞き取り調査等で確認している中では、いずれも「本当に引っぱたく」という形ではなく、「げんこつでコンとやった」とか「両手でパンと叩いた」ということについてですので、そのあたりで明確な体罰という分類に入っていないのではないかと思います。

○小田原委員長 僕は、そういうのは体罰でなければ「体罰ではありません」、「行き過ぎた指導でもありません」と言ったほうがいいと思うのです。

例えば、熱いやかんがあつて、子どもが手を伸ばして触りそうだったときにどうするか。「危ない」と言って止められるのか、ピシッと叩くことによって止められるのか。叩いたから体罰になるのかといえば、それは「体罰ではありません」と言えると思います。体罰というのは「罰として」ということであり、懲戒と罰との境目は何かと言ったら、悪いことをしたことに對して「罰が必要」ということであれば、それが暴力的な、「有形力の行使」に値するとしても、悩ましいところですがそれは「許される範囲」と言うべきと言えれば一番いいと思うのです。

○和田委員 調布の小学校で、女性教諭が暴言を吐いているということに對して、調布市教育委員会は東京都教育委員会にこれを「不適切な指導である」と服務事故の報告を挙げ

ている。それに対して、東京都教育委員会は「懲戒に当たらない」という形で差し戻したところ、学校が混乱を起こしている状況になるわけです。

つまり、調布市教育委員会の判断基準と、東京都教育委員会の判断基準が違っていて、東京都教育委員会は教員に対する懲戒権を持っているため、処分をしなければいけない立場になってくると、基準がかなり甘いと言うと少し違うかもしれませんが、上がっていくわけです。「こういう条件を満たさなければ、懲戒の対象にならない」という基準を持っているのですが、調布市教育委員会はそういう懲戒とは別に指導基準を持たなければいけないのではないかと思っていますのです。

東京都教育委員会がどう言おうと、八王子市教育委員会はこういうことは認めませんなどと逆に言うと、こういうことまで八王子市教育委員会の範疇、不適切な指導ではあるけれども、「これは通常の指導の範囲になっている」というものを持っていないと、いつも東京都教育委員会にお伺いを立てて、東京都教育委員会が挙げた例に「即さなければいけない、悪い」などのそういう判断をしていると結局、八王子市教育委員会独自で管理監督の責任を果たし切れないのではないかと思うのです。難しい基準だと思うのですが、結局ダブルスタンダードのようになってしまい「あちらの基準にどうだ」「こちらの基準にどうだ」という話になってこないように、八王子市は東京都教育委員会の基準や国の基準を参考にしても構わないのだけれども「これはいけない」と浸透するのは、東京都教育委員会がどういう判断を下そうと、指導の中で「こういうものはだめだ」というのを示していかないといけないと思います。

後になって「処分を受けたからだめで、処分を受けなかったから何でもありませんでした」となると、「八王子市教育委員会が指導したことは何なのだ」という話になってくるので、そこのところは十分に気をつけて、八王子市教育委員会の指導基準はある程度持っていないと説明ができなくなります。だから今みたいに、32件挙げておきながら、東京都教育委員会が「それを認めない」という話になってくると、八王子市教育委員会が挙げた32件は「どういう判断で挙げたのか」という話になります。いじめと違って「自分がそう思ったから挙げました」というのと同じ判断なのか、あるいは明らかに事実関係として「手が上がった、暴力や有形力の行使になってきて判断をした」のか、その辺も調査をする段階でしっかりと行っておかないと、結局こうになってしまう、挙げたものが取り上げられないという話になってくるので、そこはぜひ「指導のレベル」と「懲戒のレベル」は違うというところで、八王子市教育委員会としては指導監督をする

立場からこの32件については今後、指導をしていかなければいけないと思うのです。処分があったから、あるいは対象になったから、八王子市教育委員会が指導をするのではなく明らかに32件は「不適切だった」という指導をしていかないといけないと思っています。

難しいのですけれども、基準の作り方が、指導・監督と懲戒権のあるところとはちょっと違うと思っています。これでもう32件、出すのをやめたり、減らしていこうとなるとまた逆効果になって、処分されないと「この程度はいいのか」という判断になりかねないので、それはぜひ注意していただきたいと思います。

○山下指導課統括指導主事　今、御指摘のとおり、こちらの判断をもってして、体罰かどうかではなくて、指導する一定の基準をもって取り組んでいかなければいけないと思っております。

今回の32件につきましては、当初、調査がかかったものをもとに、今、人事部が主にやっているのですが、指導部が調査をかけた経緯があります。その時点では、ある意味若干いじめの調査に近い、とにかく細かいものもきちんと申告をしていこうということに従ってやっておりますので、八王子市から挙げた中にもかなり軽微な、それこそ、こちらとしては指導の範疇であろうと思われるものも、一応疑い例として挙げているということがございます。今回の精査の中では、意図的に減らすということはないですが、きちんと再度判断をして、状況を都のほうに報告をしていきたいと思っております。

○小田原委員長　ほかにいかがですか。

いずれにしても、しっかりした事実の確認、把握です。それがもとになると思います。調布市の場合には、細かいことは存じていないけれども、事実確認が非常に曖昧だったから、音声が流れて外に出て、それで「ああ、こんなひどいことをなぜ不問にするのだ」という話だろうと思います。事実をきちんと伝えていけば、しかるべき処置がなされていたと思います。

ということで、指導課の報告について、以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　それでは以上で指導課の報告は終わりということで、ほかに何か報告する事項はございますか。

○野村学校教育部長　ございません。

○小田原委員長　それでは日程を元に戻しまして、「第5号議案　八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則設定について」を議題に供します。

本案につきまして、スポーツ振興課からよろしく申し上げます。

○立川スポーツ振興課長　まず、本日の議案の審議の順序を変えていただくようなことになりまして、お詫びを申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、本日附議させていただきました八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則設定について、御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当の染谷主査から説明させていただきます。

○染谷スポーツ振興課主査　それでは、第5号議案を御覧ください。

八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を改正する規則設定について、説明いたします。

八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則の一部を、次のように改正します。

第2条、条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げるもののうちから委嘱する。

(1) 市内スポーツ関係者7人以内を、スポーツ関係者7名以内に変更します。

(2) 障害者スポーツ関係者2人以内を、新たに加えます。

(3) 前各号に掲げる者以外の学識経験者2人以内を、学識経験者2人に変更いたします。

(5) 関係行政期間職員2人以内を、削除いたしました。

改正理由につきましては、本市の審議会等の適正なあり方に関する指針の第5審議会等の委員の選任(5)において、「市職員及び各行政委員会委員は、法令に定めがあるとき又は特に必要があることを除き、委員に選任しない」とされています。

スポーツ振興法における審議会は、関係行政機関の職員の中から任命されることとされていましたが、平成23年8月に施行されましたスポーツ基本法では、法に定めがなくなったことから、関係行政機関職員を削除いたしました。

同様に、スポーツ基本法において、位置づけられました障害者スポーツ関係者を加えることといたしました。また、各号の文言整理と規定整備を行いました。

なお、施行期日につきましては、平成25年7月1日を予定しております。

説明は以上です。

○小田原委員長　スポーツ振興課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見ございましたらどうぞ。

- 和田委員 この規則の書き方、改正前と改正後の文章の並びを比較しているのですが、その意味がよくわかりません。特に（略）と書いてあります。右側の（略）が左側の（略）と同じ意味なのですか。
- 小田原委員長 改正後は（2）が入ったから（3）になるわけです。その説明の最後の部分を最初に言っていただけたら、理解できたのでしょうか。最後になったものですから、今のような質問になってくるわけです。
- 坂倉教育長 それでも良いのですが、こちらのほうに書いておかないと、このように個別に書くのがいいのかどうかの中で、個別に書くとすれば、ほかにどんなものが挙がっているというのが、確かに議会などの議案はいいと思います。ただ、下に旧の（2）（4）、新の（3）（5）と、書かないとわかりにくい気がします。
- 小田原委員長 私は（略）が大体よろしくないと思う。第2条のところになぜ（略）と書かないのですか。
- 坂倉教育長 第2条も変わらないからです。
- 小田原委員長 そうでしょう。第2条は（略）だと思います。このような書き方をしているわけだから、面倒くさがらず書きなさいといたいのです。
- 坂倉教育長 ただ、変更があったところだけ書いたということです。
- 小田原委員長 では、なぜわざわざゴシックに強調してあるのですか。していることがわからないです。
- 坂倉教育長 ですから2条の号が変更になるということは、変更した意味でいうと、2条は書くのです。そこがもうおかしいのですけれども。
- 小田原委員長 そうしたら、ゴシックにするでしょう、変更したのなら。
- 坂倉教育長 そこは変わらないから、号は変わらないからですけれども。
ちなみに、旧（2）（4）、新（3）（5）は何が入るのか教えてください。
- 小田原委員長 （略）のところを、連句の後に括弧して旧何とか。大体、不親切なのです。
- 立川スポーツ振興課長 すみません。説明の仕方について、今後気をつけたいと思います。
ちなみに改正後の（3）の（略）というのは「学校体育関係者」、改正後の（5）の（略）は「公募による市民」となっております。
- 小田原委員長 なぜ、そんなことを（略）にしてしまうのですか。かなり長い文章かと思いましたが（略）にしたものと思いました。
- 坂倉教育長 変更したところしか書かないのが法制課なのです。それが、今話したように

2条が全体で変更があるから、2条の条文自体が変わらなくても書くのです。不親切は不親切です。

○小田原委員長　　そういうことでございます。

今後、参考にしてほかのところも、何かこのような場合にはわかるように、何らかの形で示せばいいわけですから。

○金山委員　　学校体育関係者と公募による市民は何名ですか。

○立川スポーツ振興課長　　それぞれ2名以内としております。

○小田原委員長　　そのほかいかがですか。

大体、行政機関職員を入れるからおかしいのです。元々関わっているのが当たり前ののに、こんな中に入れるからおかしいわけです。新しい基本法はそういうところが常識がある。当然、職員が引っぱっていくに決まっているのだから。

そのほかいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題になっております第5号議案につきましては、御提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　御異議ないものと認めます。

よって、第5号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

予定された事項は以上ですけれども、何かそのほかに御報告等はございますか。

○野村学校教育部長　　ございません。

○小田原委員長　　委員の皆さんもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　以上で、本定例会の予定された事項は全て終了いたしました。これをもちまして、本定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

【午前10時42分閉会】